



報道発表資料

山形労働局発表
平成25年11月26日(火)

担	山形労働局 労働基準部 監督課 監督課長 佐藤 寿幸 専門監督官 石山 裕之
当	電話 023-624-8222

木建現場に続く建設現場一斉監督の第2弾を実施 ～建設工事現場（木建現場を除く）の7割で労働安全衛生法に違反～

県内5つの労働基準監督署は、労働災害の約2割を占める建設業における労働災害を防止するため、10月1日から31日までの1か月間、62の建設工事現場（「木造家屋建築工事を除く建築工事や土木工事を行う現場」。以下、「現場」という。）に対して一斉監督を実施した。

この一斉監督は、7月の木造家屋建築工事現場に対する一斉監督に続く、建設工事現場に対する一斉監督の第2弾である。

山形労働局(局長 須永 敏良)は、その結果を下記のとおり取りまとめた。

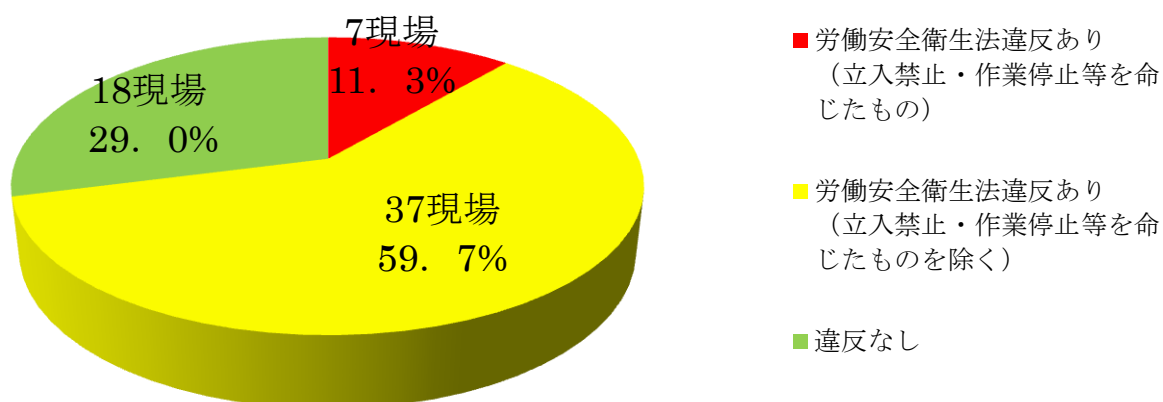
記

1 監督結果の概要

62の現場に対して監督を実施し、このうち44の現場(71.0%)で何らかの労働安全衛生法違反が認められたため、改善を指導した。

上記62現場のうち、特に重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止措置等に関する法違反が認められた7つの現場(11.3%)に対して、立入禁止や作業停止を命令するなどして、是正を指導した。

県内における建設工事現場（木建を除く62現場）に対する監督結果



2 主な違反の内容 多い順に

	違反の内容	違反数	違反率 (%)
1	関係請負人等が労働安全衛生法に違反しないように、元方事業者が必要な指導を行っていないこと。	32	51.6
2	高さ2メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落を防止するための措置を講じていない、高さ2メートル以上の足場に高さ10センチメートル以上の幅木等の物体が落下することを防止するための措置を講じていない、高さ2メートル以上の足場の床材間のすき間が3センチメートルを超えていることなど。	20(5)	32.3
3	高さ2メートル以上の作業床の端、開口部に手すり等の墜落を防止するための措置を講じていない。	13(10)	21.0
4	作業主任者の氏名、職務内容を周知していない。	12	19.4
5	車両系建設機械に係る構造基準を満たしていない、危険防止の措置を講じていない、定期自主検査を行っていないことなど。	6	9.7
5	クレーンを使用する作業を行う際に、吊荷の下に入ったり、適正な合図を行っていないことなど。	6	9.7
7	アーク溶接作業をする際に呼吸用保護具を使用していないこと。	5	8.1
8	移動はしご、はしご道について転位防止を行っていないこと。	4	6.5
8	鋼管足場について沈下防止等の措置を講じていないこと。	4	6.5

※違反数は、1つの現場で複数の違反が認められる場合があるため、全体の法違反現場数（62現場）とは一致しない。

※（ ）内は、立入禁止・作業停止等を命じた数であり、違反数の内数であるが、1つの現場で複数の違反内容について立入禁止・作業停止等を命ずる場合があるため、全体の同違反現場数（7現場）とは一致しない。

違反の内容を昨年10月に実施した木建を含めた一斉監督と比較すると、多い順に4番目までが昨年と同じであり、今年も同様の傾向がみられた。

また、今年7月に実施した木建に対する一斉監督においても、高さ2メートル以上の足場や作業床の端からの墜・転落防止に係る違反が上位を占めるという傾向がみられた。

こうした違反の状況から、建設現場においては、元方事業者が安全管理体制を確実に構築し関係請負人に労働安全衛生法に違反しないように必要な指導を徹底すること、及び重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落防止措置を徹底して講じること等が求められるところである。

3 労働災害の発生状況

山形県内における10月末現在の休業4日以上之死傷者数(速報値)は953人で、前年同期比3人の増となっており、このまま推移すると、4年連続の死傷者数の増となりかねない極めて憂慮すべき状況である。

木造家屋等建築工事業を除く建設業における死傷者数(同)は113人で、前年同期比13人(10.3%)の減となっているが、3件の死亡災害が発生するなど、重篤な災害が多い。

4 今後の取組

上記の災害発生状況に鑑み、山形労働局では監督指導等により引き続き建設業等に対する労働災害防止対策に取り組んでいく。

また、事業場での安全意識の高揚、自主的な安全点検、安全衛生活動の推進、定着を通して県内の労働災害を減少させることを目的として、山形ゼロ災3か月運動・2013(運動期間10月1日～12月31日)を展開中である。

さらに、本格的な冬季シーズンを迎えるにあたり、今年度も「冬の労災をなくそう運動」を実施する予定(詳細は後日発表)であり、凍結や積雪による転倒や墜落といった冬に特有の災害(冬期型災害という)を減少させるための対策にも取り組んでいく。